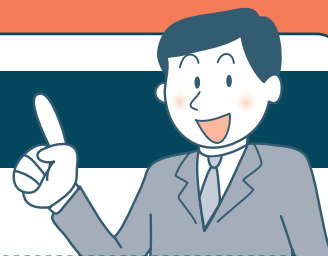
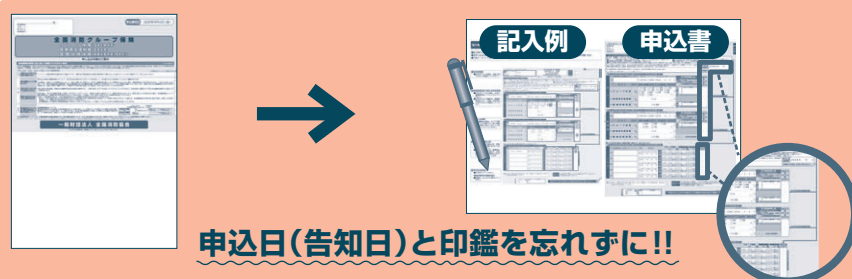


○ご加入までの流れ ①→②→③



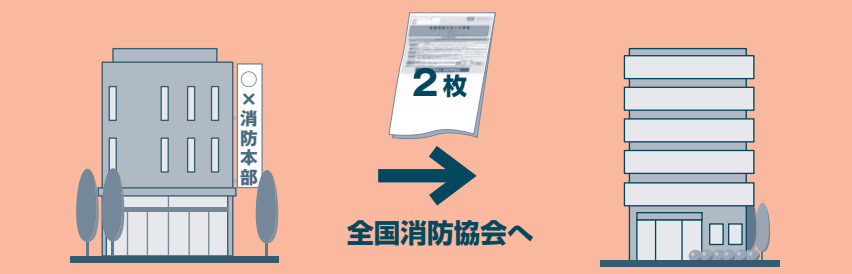
①パンフレットと一緒に配布されている申込書に、記入例を見ながらご加入内容を記入してください。



②本人控えをはずし、消防本部の担当者へ申込締切日までにご提出ください。



③消防本部から協会に送付します。
令和7年12月1日より加入となります。



※申込書以外に必要な書類をご提出いただく場合があります。

令和7年12月1日
12月期
新規PR中!

全国消防グループ保険

(生命保険) (損害保険)

全国の消防職員の福利厚生を目的とした制度です。



全国消防グループ保険 5つの特徴

- 消防職員とその家族だけが加入できる保険です!
- 団体保険だからこそお手頃な保険料で大きな保障が得られます!
- 支払った保険料の一部は配当金*として返ってきます!
- 1年単位で見直しができるライフステージの変化に強い保険です!
- 医療費支援制度は、日帰り入院^(注1)も補償!

*毎年6月1日～翌年5月31日までの1年間で収支計算を行ない剰余金が生じた場合は配当金として還付されます。
(今回は6か月間での収支計算となります。) 医療費支援制度に配当金はありません。

^(注1)
日帰り入院でも
5.5万円
が給付されます。
【医療費支援制度】

^(注1)「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。



全国消防グループ保険 助け合いのしくみ

全国の消防職員(会員)同士の助け合いの制度です!

●配当金のしくみ(グループ保険・医療保障保険)

消防職員(加入者)

集まった保険料



グループ保険と医療保障保険はそれぞれ1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。
(今回は6か月間での収支計算となります。)

配当率	グループ保険	医療保障保険
令和3年度	41.330%	42.126%
令和4年度	54.040%	30.637%
令和5年度	53.353%	43.246%

(注)配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
(ただし、医療費支援制度については配当金はありません)

重要

今回のPRは新規加入専用のご案内です。
現在加入されている方の保障内容の変更や医療費支援制度・医療保障保険への追加加入、配偶者・こどもの追加加入等は年に1回の更新PR時のみの取扱いとなりますのでご注意ください。

申込締切日：令和7年 9月1日(月)

保険期間：令和7年12月1日(月)～令和8年5月31日(日) (その後は1年ごとに更新していきます。)

●加入手続き等に関するお問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-867-119
(明治安田生命保険相互会社内設置)

設置期間／令和7年7月11日(金)～令和7年9月1日(月)
受付時間／9:00～16:30(土日祝日は除く)
上記以外の期間のお問い合わせは：0120-119-147(全国消防協会内)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP19～P22に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。



一般財団法人 全国消防協会

全国消防グループ保険については協会ホームページからご覧いただけます。
<https://www.ffaj-shobo.or.jp/>
当ホームページに掲載している内容は2025年度の制度内容(2025年4月1日時点)のものです。
ご加入に際しては最新のパンフレットを必ずご参照願います。

制度概要 P3

グループ保険 P4～P6

医療費支援制度 P7～P8

医療保障保険 P9～P10

契約概要・注意喚起情報 P19～P22

自身や大切な人のために備えはありますか。

それは突然やってくるかもしれません。

ライフステージに合わせた保障で安心を。

なぜ
ライフプランを考える上で
保険が必要なのでしょう？

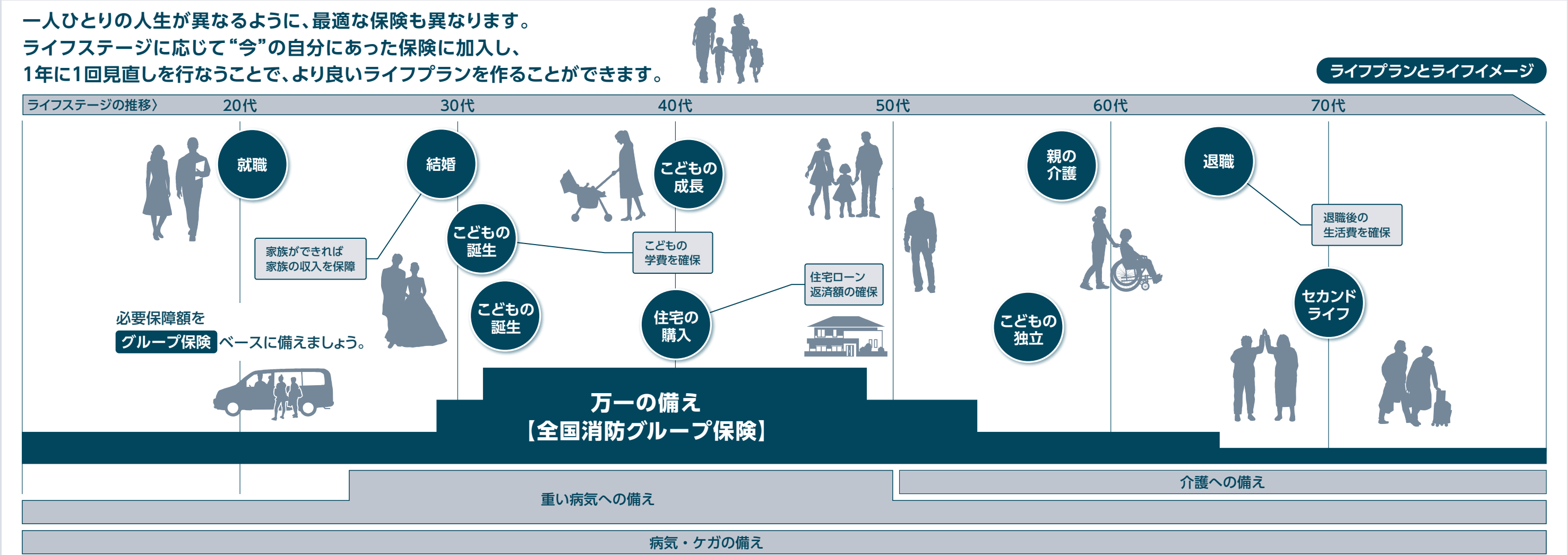
人は生きていれば、何かしらの
リスクを抱えています。
そのリスクが全て自己資金で賄え
れば不安はないですが、残念なが
ら全てがそうではありません。

例えば
◇独身の方で病気・ケガで働けなくなるリスク
収入が減少してしまう
◇貯金が少ないのに大病を患ってしまうリスク
医療費が支払えるのか心配になってしまう
◇若くして亡くなってしまうリスク
多くの場合残された家族に大きな負担をかけてしまう

なぜ
リスクに備えることで安心が
得られるのでしょうか？

保険料を支払うことで、リスク
に対応できることがわかってい
れば、毎日を安心して生活する
ことができます。

どの保険が適切かは、現在の年齢やライフ
スタイル、家族構成や今後のライフイベン
トにより異なるので、自身のライフステー
ジにあった保険を見つけることで、リスク
とのバランスが取れるようになります。



全国消防
グループ保険
ならではのメリット

1年に1回見直しができる

●毎年1月頃に更新案内が来るため今の保
障がライフステージに適しているか判断
しやすい。
●必要な保障だけ選択できるため、その
分趣味や余暇を楽しめる。

全国消防グループ保険を
ベースに備える

●お手頃な保険料で、万一の際や高度障
害になった場合の保障を準備できる。
●個人保険など、必要に応じて医療やがん
に備えた保障を追加で備えることがで
きる。

配当金の制度がある

●グループ保険と医療保障保険は配当金
の対象のため実質的な負担が軽減され
ることがある。

制度内容等詳細は
次のページへ

全国消防グループ保険(生命保険)(損害保険)の制度概要

制度名	加入対象者	保険金等の内容	退職後制度	保障内容				配当金	該当ページ
				死亡	高度障害	入院 病気	ケガ		
死亡・高度障害に備える	グループ保険 (災害保障特約付こども特約付 こども災害保障特約付 団体定期保険【生命保険】)	死亡保険金・ 高度障害保険金 ◎万一(死亡・高度障害) の場合に保険金をお支払 いします。	80歳まで 継続可能	○	○	—	○	有	P4 、 P6
入院に備える	医療費支援制度 (医療保険【損害保険】)	疾病入院初期費用保険金・ 疾病入院支援保険金 傷害入院初期費用保険金・ 傷害入院支援保険金 ◎病気・ケガの治療を目的 として入院したとき、保 険金をお支払いします。	80歳まで 継続可能	—	—	○	○	無	P7 、 P8
入院に備える	医療保障保険 (家族特約付医療保障保険 (団体型)【生命保険】)	入院給付金・ 死亡保険金 ◎病気・ケガで入院した ときに給付金を、死亡 したときに保険金をお 支払いします。	消防退職者 医療保険	○	—	○	○	有	P9 、 P10

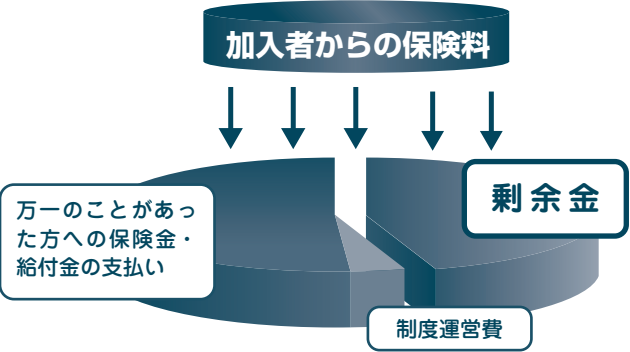
医療費支援制度、医療保障保険のご加入はグループ保険へのご加入が要件です。

【お支払いの事例】 ※入院給付金は1回の入院につき120日を限度とします。

制度名称	死亡保険金			高度障害保険金		障害給付金	入院給付金		入院支援・ 入院初期費用保険金		配当金
	一 般	不慮の事故	特定感染症	一 般	不慮の事故	不慮の事故に よる身体障害	不慮の事故	病 気	不慮の事故の 治療を目的として 入院したとき	病気の治療を 目的として 入院したとき	
グループ保険	○	○ (上乗せ保障有)	○ (上乗せ保障有)	○	○ (上乗せ保障有)	○	○	—	—	—	○
医療費支援制度	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
医療保障保険	○	○	○	—	—	—	○	○	—	—	○

配当金について

毎年6月1日～翌年5月31日の1年間で収支計算を行ない剰余金が生じた場合は配当金として還付されます。
(ただし、今回加入の方は令和7年12月1日～令和8年5月31日の6か月間で収支計算を行ないます。)



※配当金の総額の一部は制度運営費として、
配当金の送金に係る諸経費等の当該制度
の運営のために使用しております。
※医療費支援制度に配当金はありません。

グループ保険

(災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険【生命保険】)

死亡・高度障害時の保障 + 不慮の事故による身体
障害・入院時の保障

意向確認【ご加入前のご確認】
グループ保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、ご意向に沿った内容かご確
認のうえお申し込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。(ただし今回は6か月間で収
支計算を行ないます。)

死亡・高度障害保障 (不慮の事故による障害・入院給付金もあり) ※入院給付金は、不慮の事故による5日以上
の入院のとき、1日目から支払われます。
本人165～2,400万円の14コース

- Point 1 年齢・性別に合わせた保険料体系です。
- Point 2 1年更新のため、ライフサイクルに合わせて毎年保険金額を見直しできます。
(ただし、今回は令和7年12月1日～令和8年5月31日の6か月間の加入となり、以降は、1年更新となります。)
- Point 3 退職後のニーズにお応えし、現職中に加入していれば退職後も80歳まで継続できます。
(ただし、加入保険金額に上限があります。詳細は5、6ページを参照ください。退職後の継続方法等、ご質問は表紙の
フリーダイヤルまでお問い合わせください。)

保 障 内 容 ※こども210万円に加入する場合は本人の保障額300万円以上、こども315万円に加入する場合は本人の保障額
450万円以上が必要です。

加入対象区分	一般の死亡 または高度障害 死亡・高度障害保険金	不慮の事故による			
		死亡または、特定 感染症による死亡 死亡保険金+災害保険金	高度障害 高度障害保険金+障害給付金 (給付割合表第1級)	身体障害 (程度により) 障害給付金 (給付割合表第2級～第6級)	5日以上入院 (120日を限度として) 入院給付金
本 人	万円	万円	万円	万円	1日につき 円
	2,400	3,400	3,400	700～100	15,000
	2,100	3,100	3,100	700～100	15,000
	1,800	2,800	2,800	700～100	15,000
	1,500	2,500	2,500	700～100	15,000
	1,350	2,250	2,250	630～90	13,500
	1,200	2,000	2,000	560～80	12,000
	1,050	1,750	1,750	490～70	10,500
	900	1,500	1,500	420～60	9,000
	750	1,250	1,250	350～50	7,500
	600	1,000	1,000	280～40	6,000
	450	750	750	210～30	4,500
	300	500	500	140～20	3,000
	210	350	350	98～14	2,100
配 偶 者	165	275	275	77～11	1,650
	900	1,500	1,500	420～60	9,000
	600	1,000	1,000	280～40	6,000
	300	500	500	140～20	3,000
こ ど も	210	350	350	98～14	2,100
	165	275	275	77～11	1,650
	315	615	615	210～30	4,500
	210	410	410	140～20	3,000

保障内容に関するご注意

【不慮の事故】
急激かつ偶発的な外来の事故。
【入院給付金】
①不慮の事故(ケガ)による入院が対象となります。
②病気の入院は支払の対象となりません。
③5日以上入院の場合が支払の対象となります。
④5日以上入院した場合、1日目から支払われます。
(免責なし)
⑤通院と手術の給付はありません。
○本制度は主契約(団体定期保険)に特約(災害保障
特約・こども特約・こども災害保障特約)をセッ
トしたものです。
○加入希望の保険金額を1種類選んでください。

【ご注意】
○**本人が加入することで配偶者・こどもの加入が
できます。**
○配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下とし
てください。
保険金額とは、死亡・高度障害による保険金およ
び不慮の事故による保険金・給付金を含みます。
○本人について定められた死亡保険金または高度障
害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同
時に脱退となります。また、本人が脱退した場合
も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
○死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配
偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場
合は保険料負担者(本人)です。ただし、被保険者
の同意を得たうえで、保険契約者が別に定めるこ
とができます。
高度障害保険金の受取人は被保険者です。
○こどもを加入させるときは、加入資格のあるこ
どもは全員同額にて加入となります。

全国消防協会のオススメは、グループ保険600万円と医療保障保険(日額5,000円コース)の加入です!

- 会員(消防職員)本人が加入の場合
1. 万一のときを保障! グループ保険から一般の死亡の場合は600万円(不慮の事故等の場合は1,000万円)の保障があります。
 2. ケガの入院も保障! 継続した5日以上ケガの入院で4日目までは日額6,000円、5日目以降は日額11,000円の保障があります。
(グループ保険から6,000円、医療保障保険から5,000円)
 3. 病気の入院も保障! 継続した5日以上病気の入院で5日目から日額5,000円の保障があります。

※入院給付金は1回の入院につき120日を限度とします。

半年一括払保険料

※この制度の保険料は半年払です。()内は「(参考)月払換算保険料」で半年払保険料を月払に置換えた場合の保険料です。
月払での加入はできません。配偶者の加入は18歳からとなります。
※下記年齢以外の保険料については、団体窓口にお問い合わせください。

【退職後継続について】

- グループ保険にご加入している場合、定年または勧奨退職後も80歳まで継続できます。
- 70歳までは現職中の加入保障範囲内でかつ、600万円までの範囲内で継続でき、71歳以降は80歳まで210万円までの範囲で継続可能です。
- 現職中と同様に退職後も剰余金が生じた場合、配当金があります。
- 本人の保険料には別途700円の事務手数料が必要となります。

保 険 金 額	性 別	16～35歳 (平成11年12月2日～ 平成21年12月1日生)	36～40歳 (昭和59年12月2日～ 平成1年12月1日生)	41～45歳 (昭和54年12月2日～ 昭和59年12月1日生)	46～50歳 (昭和49年12月2日～ 昭和54年12月1日生)	51～55歳 (昭和44年12月2日～ 昭和49年12月1日生)	56～60歳 (昭和39年12月2日～ 昭和44年12月1日生)	61～65歳 (昭和34年12月2日～ 昭和39年12月1日生)	66～70歳 (昭和29年12月2日～ 昭和34年12月1日生)
		令和7年度 保険料 (参考)月払換算保険料	令和7年度 保険料 (参考)月払換算保険料	令和7年度 保険料 (参考)月払換算保険料	令和7年度 保険料 (参考)月払換算保険料	令和7年度 保険料 (参考)月払換算保険料	令和7年度 保険料 (参考)月払換算保険料	令和7年度 保険料 (参考)月払換算保険料	令和7年度 保険料 (参考)月払換算保険料
2,400	男性	27,740 円 (約4,624円)	37,100 円 (約6,184円)	63,740 円 (約10,624円)	72,188 円 (約12,032円)	79,652 円 (約13,276円)	83,948 円 (約13,992円)	91,340 円 (約15,224円)	101,636 円 (約16,940円)
	女性	23,444 円 (約3,908円)	34,964 円 (約5,828円)	61,532 円 (約10,266円)	69,740 円 (約11,624円)	76,748 円 (約12,792円)	78,548 円 (約13,092円)	81,356 円 (約13,560円)	85,316 円 (約14,220円)
2,100	男性	25,385 円 (約4,231円)	33,575 円 (約5,596円)	56,885 円 (約9,481円)	64,277 円 (約10,713円)	70,808 円 (約11,802円)	74,567 円 (約12,428円)	81,035 円 (約13,506円)	90,044 円 (約15,008円)
	女性	21,626 円 (約3,605円)	31,706 円 (約5,285円)	54,953 円 (約9,159円)	62,135 円 (約10,356円)	68,267 円 (約11,378円)	69,842 円 (約11,641円)	72,299 円 (約12,050円)	75,764 円 (約12,628円)
1,800	男性	23,030 円 (約3,839円)	30,050 円 (約5,009円)	50,030 円 (約8,339円)	56,366 円 (約9,395円)	61,964 円 (約10,328円)	65,186 円 (約10,865円)	70,730 円 (約11,789円)	78,452 円 (約13,076円)
	女性	19,808 円 (約3,302円)	28,448 円 (約4,742円)	48,374 円 (約8,063円)	54,530 円 (約9,089円)	59,786 円 (約9,965円)	61,136 円 (約10,190円)	63,242 円 (約10,541円)	66,212 円 (約11,036円)
1,500	男性	20,675 円 (約3,446円)	26,525 円 (約4,421円)	43,175 円 (約7,196円)	48,455 円 (約8,076円)	53,120 円 (約8,854円)	55,805 円 (約9,301円)	60,425 円 (約10,071円)	66,860 円 (約11,144円)
	女性	17,990 円 (約2,999円)	25,190 円 (約4,199円)	41,795 円 (約6,966円)	46,925 円 (約7,821円)	51,305 円 (約8,551円)	52,430 円 (約8,739円)	54,185 円 (約9,031円)	56,660 円 (約9,444円)
1,350	男性	18,608 円 (約3,102円)	23,873 円 (約3,979円)	38,858 円 (約6,477円)	43,610 円 (約7,269円)	47,808 円 (約7,968円)	50,225 円 (約8,371円)	54,383 円 (約9,064円)	60,174 円 (約10,029円)
	女性	16,191 円 (約2,699円)	22,671 円 (約3,779円)	37,616 円 (約6,270円)	42,233 円 (約7,039円)	46,175 円 (約7,696円)	47,187 円 (約7,865円)	48,767 円 (約8,128円)	50,994 円 (約8,499円)
1,200	男性	16,540 円 (約2,757円)	21,220 円 (約3,537円)	34,540 円 (約5,757円)	38,764 円 (約6,461円)	42,496 円 (約7,083円)	44,644 円 (約7,441円)	48,340 円 (約8,057円)	53,488 円 (約8,915円)
	女性	14,392 円 (約2,399円)	20,152 円 (約3,359円)	33,436 円 (約5,573円)	37,540 円 (約6,257円)	41,044 円 (約6,841円)	41,944 円 (約6,991円)	43,348 円 (約7,225円)	45,328 円 (約7,555円)
1,050	男性	14,473 円 (約2,413円)	18,568 円 (約3,095円)	30,223 円 (約5,038円)	33,919 円 (約5,654円)	37,184 円 (約6,198円)	39,064 円 (約6,511円)	42,298 円 (約7,050円)	46,802 円 (約7,801円)
	女性	12,593 円 (約2,099円)	17,633 円 (約2,939円)	29,257 円 (約4,877円)	32,848 円 (約5,475円)	35,914 円 (約5,986円)	36,701 円 (約6,117円)	37,930 円 (約6,322円)	39,662 円 (約6,611円)
900	男性	12,405 円 (約2,068円)	15,915 円 (約2,653円)	25,905 円 (約4,318円)	29,073 円 (約4,846円)	31,872 円 (約5,312円)	33,483 円 (約5,581円)	36,255 円 (約6,043円)	40,116 円 (約6,686円)
	女性	10,794 円 (約1,799円)	15,114 円 (約2,519円)	25,077 円 (約4,180円)	28,155 円 (約4,693円)	30,783 円 (約5,131円)	31,458 円 (約5,243円)	32,511 円 (約5,419円)	33,996 円 (約5,666円)
750	男性	10,338 円 (約1,723円)	13,263 円 (約2,211円)	21,588 円 (約3,598円)	24,228 円 (約4,038円)	26,560 円 (約4,427円)	27,903 円 (約4,651円)	30,213 円 (約5,036円)	33,430 円 (約5,572円)
	女性	8,995 円 (約1,500円)	12,595 円 (約2,100円)	20,898 円 (約3,483円)	23,463 円 (約3,911円)	25,653 円 (約4,276円)	26,215 円 (約4,370円)	27,093 円 (約4,516円)	28,330 円 (約4,722円)
600	男性	8,270 円 (約1,379円)	10,610 円 (約1,769円)	17,270 円 (約2,879円)	19,382 円 (約3,231円)	21,248 円 (約3,542円)	22,322 円 (約3,721円)	24,170 円 (約4,029円)	26,744 円 (約4,458円)
	女性	7,196 円 (約1,200円)	10,076 円 (約1,680円)	16,718 円 (約2,787円)	18,770 円 (約3,129円)	20,522 円 (約3,421円)	20,972 円 (約3,496円)	21,674 円 (約3,613円)	22,664 円 (約3,778円)
450	男性	6,203 円 (約1,034円)	7,958 円 (約1,327円)	12,953 円 (約2,159円)	14,537 円 (約2,423円)	15,936 円 (約2,656円)	16,742 円 (約2,791円)	18,128 円 (約3,022円)	20,058 円 (約3,343円)
	女性	5,397 円 (約 900円)	7,557 円 (約1,260円)	12,539 円 (約2,090円)	14,078 円 (約2,347円)	15,392 円 (約2,566円)	15,729 円 (約2,622円)	16,256 円 (約2,710円)	16,998 円 (約2,833円)
300	男性	4,135 円 (約 690円)	5,305 円 (約 885円)	8,635 円 (約1,440円)	9,691 円 (約1,616円)	10,624 円 (約1,771円)	11,161 円 (約1,861円)	12,085 円 (約2,015円)	13,372 円 (約2,229円)
	女性	3,598 円 (約 600円)	5,038 円 (約 840円)	8,359 円 (約1,394円)	9,385 円 (約1,565円)	10,261 円 (約1,711円)	10,486 円 (約1,748円)	10,837 円 (約1,807円)	11,332 円 (約1,889円)
210	男性	2,895 円 (約 483円)	3,714 円 (約 619円)	6,045 円 (約1,008円)	6,784 円 (約1,131円)	7,437 円 (約1,240円)	7,813 円 (約1,303円)	8,460 円 (約1,410円)	9,360 円 (約1,560円)
	女性	2,519 円 (約 420円)	3,527 円 (約 588円)	5,851 円 (約 976円)	6,570 円 (約1,095円)	7,183 円 (約1,198円)	7,340 円 (約1,224円)	7,586 円 (約1,265円)	7,932 円 (約1,322円)
165	男性	2,274 円 (約 379円)	2,918 円 (約 487円)	4,749 円 (約 792円)	5,330 円 (約 889円)	5,843 円 (約 974円)	6,139 円 (約1,024円)	6,647 円 (約1,108円)	7,355 円 (約1,226円)
	女性	1,979 円 (約 330円)	2,771 円 (約 462円)	4,597 円 (約 767円)	5,162 円 (約 861円)	5,644 円 (約 941円)	5,767 円 (約 962円)	5,960 円 (約 994円)	6,233 円 (約1,039円)
900	男性	12,405 円 (約2,068円)	15,915 円 (約2,653円)	25,905 円 (約4,318円)	29,073 円 (約4,846円)	31,872 円 (約5,312円)	33,483 円 (約5,581円)	36,255 円 (約6,043円)	40,116 円 (約6,686円)
	女性	10,794 円 (約1,799円)	15,114 円 (約2,519円)	25,077 円 (約4,180円)	28,155 円 (約4,693円)	30,783 円 (約5,131円)	31,458 円 (約5,243円)	32,511 円 (約5,419円)	33,996 円 (約5,666円)
600	男性	8,270 円 (約1,379円)	10,610 円 (約1,769円)	17,270 円 (約2,879円)	19,382 円 (約3,231円)	21,248 円 (約3,542円)	22,322 円 (約3,721円)	24,170 円 (約4,029円)	26,744 円 (約4,458円)
	女性	7,196 円 (約1,200円)	10,076 円 (約1,680円)	16,718 円 (約2,787円)	18,770 円 (約3,129円)	20,522 円 (約3,421円)	20,972 円 (約3,496円)	21,674 円 (約3,613円)	22,664 円 (約3,778円)
300	男性	4,135 円 (約 690円)	5,305 円 (約 885円)	8,635 円 (約1,440円)	9,691 円 (約1,616円)	10,624 円 (約1,771円)	11,161 円 (約1,861円)	12,085 円 (約2,015円)	13,372 円 (約2,229円)
	女性	3,598 円 (約 600円)	5,038 円 (約 840円)	8,359 円 (約1,394円)	9,385 円 (約1,565円)	10,261 円 (約1,711円)	10,486 円 (約1,748円)	10,837 円 (約1,807円)	11,332 円 (約1,889円)
210	男性	2,895 円 (約 483円)	3,714 円 (約 619円)	6,045 円 (約1,008円)	6,784 円 (約1,131円)	7,437 円 (約1,240円)	7,813 円 (約1,303円)	8,460 円 (約1,410円)	9,360 円 (約1,560円)
	女性	2,519 円 (約 420円)	3,527 円 (約 588円)	5,851 円 (約 976円)	6,570 円 (約1,095円)	7,183 円 (約1,198円)	7,340 円 (約1,224円)	7,586 円 (約1,265円)	7,932 円 (約1,322円)
165	男性	2,274 円 (約 379円)	2,918 円 (約 487円)	4,749 円 (約 792円)	5,330 円 (約 889円)	5,843 円 (約 974円)	6,139 円 (約1,024円)	6,647 円 (約1,108円)	7,355 円 (約1,226円)
	女性	1,979 円 (約 330円)	2,771 円 (約 462円)	4,597 円 (約 767円)	5,162 円 (約 861円)	5,644 円 (約 941円)	5,767 円 (約 962円)	5,960 円 (約 994円)	6,233 円 (約1,039円)

○3歳～22歳(平成14年12月2日～令和4年12月1日生)

12月	315	男女共通	一律 3,932 円 (約656円)
	210	男女共通	一律 2,621 円 (約437円)

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝令和7年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

グループ保険のお取扱い

加入資格

本 人…会員(消防職員)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満15歳6か月を超え満65歳6か月までの方。
※退職後の新規加入はできません。(退職後継続は満80歳6か月までの方)
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満18歳以上満65歳6か月までの方。
※退職後の新規加入はできません。(退職後継続は満80歳6か月までの方)
こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満2歳6か月を超え満22歳6か月までの方。(平成14年12月2日生まれ～令和4年12月1日生まれ)ただし、こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
・配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。

【告知内容】

本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者・こども
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者・こども共通
【過去12か月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去12か月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

〈別表〉 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
※一般財団法人全国消防協会会員(消防職員)本人及びその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

保険期間

半年間(令和7年12月1日～令和8年5月31日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、次の半年単位の契約応当日の前日(令和8年5月31日)までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保険料

12月に控除します。(具体的な引くり方法は、各消防本部グループ保険ご担当者様までお問い合わせください。)

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前とおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し、変更します。(退職後は70歳までは保険金額600万円、71～80歳は210万円が最高となります。)

配当金

毎年6月1日～翌年5月31日の1年間で、収支計算を行ない剰余金が生じた場合は配当金として還付されます。ただし、今回加入の方は、令和7年12月1日～令和8年5月31日の6か月間で収支計算を行ないます。期間途中で脱退の場合には、配当金は還付されません。

死亡保険金受取人が事業主(消防本部)の場合

- (1)死亡保険金受取人を事業主等とする場合には、新規加入・内容変更の際に、制度内容(保険金額、保険金受取人等)について、新規加入・内容変更対象者全員にご加入者となることに対する同意確認が必要となります。
- (2)新規加入・内容変更者となることに同意した全員の記名、押印のある名簿(申込書)をご提出いただきます。
- (3)保険金・給付金の受取人が事業主の場合、保険金・給付金のお支払いに際し、ご加入者の遺族またはご加入者の了解が必要となります。
- (4)保険金・給付金の受取人が事業主の場合、加入は165万円コースとなります。(新規取扱の消防本部が対象)
- (5)個人負担の加入保険金額との合計上限は2,400万円です。

グループ保険は、一般財団法人全国消防協会が生命保険会社と締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

事務幹事会社 明治安田生命保険相互会社
公法人業務部特定公法人業務推進部 特定公法人業務推進第一グループ TEL 03-3283-3355

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等に変更されることがあります。

大同生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 第一生命保険株式会社
大樹生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 住友生命保険相互会社

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P12、13

制度概要

グループ保険

医療費支援制度

医療保障保険

契約概要・注意喚起情報

医療費支援制度

（医療保険【損害保険】）
〔グループ保険にご加入の方が選択し、ご加入いただけます。〕

自己負担医療費の補償

意向確認【ご加入前のご確認】

医療費支援制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、ご意向に沿った内容がご確認のうえお申し込みください。

- 病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき初期費用として3万円をお支払いします。また入院支援として1月につき2.5万円をお支払いします。

補 償 内 容

【加入区分：本人・配偶者・子ども】

日帰り入院（注1）でも5.5万円がお支払いされます。

○ 疾病・傷害 の治療を目的として入院したとき 疾病・傷害入院支援保険金	○ 疾病・傷害 の治療を目的として入院したとき 疾病・傷害入院初期費用保険金
1月（注2）につき、 25,000円	1回の入院につき、 30,000円

（注1）「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします（外来での治療は「日帰り入院」に該当しません）。

（注2）入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

- ※疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通算して34月を限度とします。
- ※疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めません。
- ※疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通算して15回を限度とします。
- ※傷害入院初期費用保険金がお支払される入院を開始したときまたは入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険金は支払いません。

月 額 保 険 料

【加入区分：本人・配偶者・子ども】

- ※「半年払換算保険料」は月払保険料を半年払（6か月分）に置換えた場合の保険料です。
- ※医療費支援制度は月払契約ですが、6か月分を半年分保険料としてまとめて集金させていただきます。
- ※配偶者の加入は18歳からとなります。

* 令和7年6月1日時点の保険年齢

加 入 年 齢	本 人 半年払換算保険料 ※（月払保険料）	配偶者 半年払換算保険料 ※（月払保険料）
16歳～20歳（H16.12.2～H21.12.1）	2,340（ 390 ）円	2,340（ 390 ）円
21歳～25歳（H11.12.2～H16.12.1）	3,840（ 640 ）	3,840（ 640 ）
26歳～30歳（H 6.12.2～H11.12.1）	4,680（ 780 ）	4,680（ 780 ）
31歳～35歳（H 1.12.2～H 6.12.1）	4,380（ 730 ）	4,380（ 730 ）
36歳～40歳（S59.12.2～H 1.12.1）	4,140（ 690 ）	4,140（ 690 ）
41歳～45歳（S54.12.2～S59.12.1）	4,500（ 750 ）	4,500（ 750 ）
46歳～50歳（S49.12.2～S54.12.1）	5,580（ 930 ）	5,580（ 930 ）
51歳～55歳（S44.12.2～S49.12.1）	6,900（1,150）	6,900（1,150）
56歳～60歳（S39.12.2～S44.12.1）	8,880（1,480）	8,880（1,480）
61歳～65歳（S34.12.2～S39.12.1）	11,700（1,950）	11,700（1,950）
66歳～70歳（S29.12.2～S34.12.1）	16,740（2,790）	16,740（2,790）
71歳～75歳（S24.12.2～S29.12.1）	22,680（3,780）	22,680（3,780）
76歳～80歳（S19.12.2～S24.12.1）	27,600（4,600）	27,600（4,600）

加 入 年 齢	こども 半年払換算保険料 ※（月払保険料）
0歳～15歳（H21.12.2～R7.6.1）	2,040（ 340 ）円
16歳～20歳（H16.12.2～H21.12.1）	2,340（ 390 ）
21歳～22歳（H14.12.2～H16.12.1）	3,840（ 640 ）

※保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝令和7年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで
※記載の保険料は、確定保険料です。

※本制度のご契約者は団体（一般財団法人全国消防協会）であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一応お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】
●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など
今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意ください。
・既に本制度にご加入している方の、配偶者・子どもの追加加入

医療費支援制度のお取扱い

加 入 資 格

本人は、グループ保険に加入することが条件です。
配偶者・こどもは、本人が医療費支援制度に加入していれば、医療費支援制度のみで加入できます。

本 人…グループ保険に加入している（今回加入する場合を含みます）一般財団法人全国消防協会の会員（消防職員）で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。継続は満80歳6か月までの方。

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方。継続は満80歳6か月までの方。

こども…本人のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満22歳6か月までの方（平成14年12月2日以後に生まれた方）。

【告知内容】

本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者・こども
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人・配偶者・こども共通
【過去3か月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。
（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去2年以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

- ※本人が脱退した場合には、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。
- ※会員（消防職員）及びその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。
- ※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

保 険 期 間

半年間（令和7年12月1日～令和8年5月31日）です。令和8年6月1日以降は1年間（令和8年6月1日～令和9年5月31日）で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、次の半年単位の契約応当日の前日（令和8年5月31日）までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保険料の払込み

12月に控除します。（具体的な引去り方法は、各消防本部グループ保険ご担当者様までお問い合わせください。）

申 込 方 法

所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。申込書はグループ保険と併用です。

継続加入の取扱い

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約（*）に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

*この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約

取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 TEL 03-3283-3355
全国消防保険サービス株式会社 TEL 03-4500-6626
引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1 TEL 03-3257-3177
MYG-A-25-医-140

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P14～16

制
度
概
要

グ
ル
ー
プ
保
険

医
療
費
支
援
制
度

医
療
保
障
保
険

契
約
概
要
・
注
意
喚
起
情
報

医療保障保険

（家族特約付医療保障保険(団体型）〔生命保険〕）
〔グループ保険にご加入の方が加入できます。〕

病気・ケガで入院したときの保障

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、ご意向に沿った内容かご確認のうえお申し込みください。

- **ケガ・病気で継続**して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- **1年ごとに収支計算を行ない**、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。（ただし今回は6か月間で収支計算を行ないます。）

保障内容

加入対象区分	入院給付金		死亡保険金
本人	病気やケガで継続して5日以上入院された場合	1日につき 5,000円×(入院日数－4日)	死亡された場合年齢により 69. ⁰⁴ 万円～95. ⁰¹ 万円 (下表を参照してください。)
配偶者・子ども		1日につき 3,000円×(入院日数－4日)	死亡された場合年齢により 40. ¹² 万円～68. ⁷⁴ 万円 (下表を参照してください。) 子どもの死亡保険金は41.55万円です

- ※ 病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。
- ※ 入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

保障内容に関するご注意

死亡保険金…高度障害時には支払われません。
入院給付金…①病気・不慮の事故(ケガ)の入院が対象となります。
②継続して5日以上入院の場合が支払の対象となります。
③継続して5日以上入院した場合、5日目から支払われます。
(初日を含め4日間は支払いの対象とはなりません。)
手術・通院に対する保障はありません。

保険料および死亡保険金額表

(令和7年6月1日の年齢)

※この制度の保険料は半年払です。下表の(月払換算保険料)は、半年払保険料を月払に置き換えた場合の保険料です。月払では加入できません。配偶者の加入は18歳からとなります。

加入年齢	本人		配偶者	
	半年一括払保険料 ※(月払換算保険料)	死亡保険金額	半年一括払保険料 ※(月払換算保険料)	死亡保険金額
16歳～19歳 (H.17.12.2～H.21.12.1)	6,000円 (約1,000円)	72.22万円	4,000円 (約667円)	66.73万円
20歳～24歳 (H.12.12.2～H.17.12.1)	7,500円 (約1,250円)	76.67万円	4,500円 (約750円)	46.00万円
25歳～29歳 (H. 7.12.2～H.12.12.1)	8,500円 (約1,417円)	76.97万円	5,000円 (約834円)	40.12万円
30歳～34歳 (H. 2.12.2～H. 7.12.1)	9,000円 (約1,500円)	80.30万円	5,500円 (約917円)	54.24万円
35歳～39歳 (S.60.12.2～H. 2.12.1)	9,000円 (約1,500円)	72.16万円	5,500円 (約917円)	48.98万円
40歳～44歳 (S.55.12.2～S.60.12.1)	10,500円 (約1,750円)	88.92万円	6,500円 (約1,084円)	62.78万円
45歳～49歳 (S.50.12.2～S.55.12.1)	12,000円 (約2,000円)	79.73万円	7,500円 (約1,250円)	59.42万円
50歳～54歳 (S.45.12.2～S.50.12.1)	16,000円 (約2,667円)	95.01万円	10,000円 (約1,667円)	68.74万円
55歳～59歳 (S.40.12.2～S.45.12.1)	20,000円 (約3,334円)	69.04万円	12,000円 (約2,000円)	41.43万円
60歳～64歳 (S.35.12.2～S.40.12.1)	28,000円 (約4,667円)	69.54万円	17,000円 (約2,834円)	44.26万円

子ども加入年齢	半年一括払保険料 ※(月払換算保険料)	死亡保険金額
0歳～22歳 (H.14.12.2以後に生まれた方)	一律 3,500円 (約584円)	41.55万円

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝令和7年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

医療保障保険のお取扱い

加入資格

本人は、グループ保険に加入することが条件です。

配偶者・子どもは、本人が医療保障保険に加入していれば、医療保障保険のみで加入できます。

本人…グループ保険に加入している会員（消防職員）で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満15歳6か月を超え満64歳6か月までの方。
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満18歳以上満64歳6か月までの方。
子ども…本人のこともで申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満22歳6か月までの方（平成14年12月2日以後に生まれた方）。
(配偶者・子どもについて)
・子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
・**子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員加入となります。**
・**配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。**
・本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。
また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。

【告知内容】

本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者・子ども
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人・配偶者・子ども共通
【過去3か月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。
(注) 検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去2年以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

- ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。
- ※一般財団法人全国消防協会会員（消防職員）本人及びその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

保険期間

半年間(令和7年12月1日～令和8年5月31日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、次の半年単位の契約応当日の前日(令和8年5月31日)までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保険料

12月に控除します。(具体的な引くり方法は、各消防本部グループ保険ご担当者様までお問い合わせください。)

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。申込書はグループ保険と併用です。

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同額以下で継続加入できます。なお、更新の際に入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は従前どりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

配当金

毎年6月1日～翌年5月31日の1年間で、収支計算を行ない剰余金が生じた場合は配当金として還付されます。ただし、今回加入の方は、令和7年12月1日～令和8年5月31日の6か月間で収支計算を行ないます。期間途中で脱退の場合には、配当金は還付されません。

医療保障保険は、一般財団法人全国消防協会が生命保険会社と締結した家族特約付医療保障保険(団体型)契約に基づき運営します。

事務幹事会社 明治安田生命保険相互会社
公法人業務部特定公法人業務推進部 特定公法人業務推進第一グループ TEL 03-3283-3355

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。

大同生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 第一生命保険株式会社
大樹生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 住友生命保険相互会社

MY-A-25-医-005145

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P17、18

全制度共通（医療費支援制度を除く）

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/)をご参照ください。

ー死亡保険金受取人の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

保険会社からのお願い・ご注意

<保険金・給付金のご請求について>

●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。

●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

●ご加入の本人・配偶者・ごともに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

～ グ ル ー プ 保 険 ～（（新・）団体定期保険）のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

（新・）団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。（当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります）

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

お支払事由	お支払額	受取人
加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

- <高度障害状態とは>
- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日（＊）以後に発病した特定感染症（★）を原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額	死亡保険金受取人

（★）対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編『疾病、傷害および死因統計分類提要ICD—10(2003年版)準拠』によるものとします。

分類項目(基本分類コード)
コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎<ポリオ>(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱(A98.0)、マールブルグ<Marburg>ウイルス病(A98.3)、エボラ<Ebola>ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)

（注）新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)(以下「当該感染症」といいます。))は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含みます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含みません。
（１）一類感染症、二類感染症または三類感染症
（２）新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
（３）指定感染症

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合	障害給付金額 または 災害入院給付金額	被保険者

- ・災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等の日本国外の医療施設に入院することを条件とします。
- ・「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります）

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせ

ていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります）

- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 など

1. 死亡保険金

①被保険者が加入日（＊）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります）

②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき

③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）

2. 高度障害保険金

①被保険者の故意によるとき

②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき

③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）

3. 災害保険金・障害給付金・災害入院給付金

①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき

②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき

③被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）

給付割合表（災害保障特約の災害保険金に対して）

等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8.1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの	70%
	9.10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	10.1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1 肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの	
第3級	11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	50%
	12.1 眼の視力を全く永久に失ったもの	
	13.1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの	
	14.1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの	
第3級	15.1 手の5手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで4 手指を失ったもの	50%

第3級	16.10 足指を失ったもの	50%
	17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	30%
	19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	
	20.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	
	21.1 上肢の3大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの	
	22.1 下肢の3大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの	
	23.1 下肢が永久に5センチ以上短縮したもの	
	24.1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)のうち少なくとも1 手指を含んで3 手指以上を失ったもの	
	25.1 手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで3 手指以上の用を全く永久に失ったもの	
	26.10 足指の用を全く永久に失ったもの	
	27.1 足の5 足指を失ったもの	
第5級	28.1 上肢の3大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	15%
	29.1 下肢の3大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	30.1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の3 手指を失ったもの	
	31.1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)の用を全く永久に失ったもの	
	32.1 足の5 足指の用を全く永久に失ったもの	
	33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	
	34.1 耳の聴力を全く永久に失ったもの	
	35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	
	36.脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	
第6級	37.1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	10%
	38.1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	39.1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの	
	40.1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の2 手指もしくは3 手指の用を全く永久に失ったもの	
	41.1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の1 手指または2 手指を失ったもの	
	42.1 足の第1 指(母指)または他の4 足指を失ったもの	
	43.1 足の第1 指(母指)を含んで3 足指以上の用を全く永久に失ったもの	

第1級は高度障害条項（7項目）です

損害保険商品について（対象商品：医療費支援制度）

I

ご契約の形態について

ご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、契約内容の変更などについて明治安田損害保険(株)と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

ご加入者
(被保険者)

保険料充当金の
払込み

団体
(ご契約者)

保険金等
のお支払い

明治安田損害保険(株)
(保険者)

保険料の払込み

保険契約の締結

【お取り扱いできない事項の例】

- 保険期間中の保険金額の増額・減額
- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

II

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払することはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。

III

保険金のご請求について

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

＜代理請求制度について＞

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

IV

個人情報の取扱いについて

＜契約者と引受損害保険会社からのお知らせ＞

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞(以下、「個人情報」といいます。))を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。))へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシ

13

14

ティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。

（※）関連する会社とは、明治安田生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の子会社・関連会社をいいます。明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

V

保険会社破綻時等の取扱いについて

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

～医療費支援制度～

医療保険のお取扱いについて

ご加入の制度、コース内容を確認の上、ご参照ください。

I

医療保険の補償内容は次のとおりです。

【疾病入院支援保険金】	
保険金のお支払事由	お支払額
疾病の治療を目的として入院したとき	1月 ^(注) につき入院支援保険金額 (各保険金について、1回の入院に対し13月、通算して34月を限度とします。) (注)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

【傷害入院支援保険金】	
保険金のお支払事由	お支払額
傷害の治療を目的として入院したとき	1月 ^(注) につき入院支援保険金額 (各保険金について、1回の入院に対し13月、通算して34月を限度とします。) (注)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

【疾病入院初期費用保険金】	
保険金のお支払事由	お支払額
疾病の治療を目的として入院したとき	1回の入院につき入院初期費用保険金額 (各保険金について、通算15回を限度とします。)

【傷害入院初期費用保険金】	
保険金のお支払事由	お支払額
傷害の治療を目的として入院したとき	1回の入院につき入院初期費用保険金額 (各保険金について、通算15回を限度とします。)

●保険金のお支払い

- ・入院支援保険金、入院初期費用保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院はお支払の対象となりません。
- ・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院はお支払いの対象となりません(注)。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院につきましては保険金をお支払いいたします。

(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。

- ・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が被保険者に新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が被保険者に発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が被保険者に新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- ・被保険者が入院支援保険金、入院初期費用保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- ・詳細は約款の規定によります。

II

次の場合には、保険金のお支払いはできません。

●入院支援保険金・入院初期費用保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失
 - ②被保険者の犯罪行為
 - ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故
 - ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑦被保険者の薬物依存(傷害入院支援保険金、傷害入院初期費用保険金を除きます。)
 - ⑧地震、噴火または津波
 - ⑨戦争その他の変乱
- ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。

など
なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができませんことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

<重大事由による解除について>

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

～ 医 療 保 障 保 険 ～（医療保障保険(団体型)）のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

I 医療保障保険(団体型)について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、給付金または保険金をお支払いします。

【入院給付金】

お支払事由(支払限度)	お支払額
保険期間中に治療を目的として5日以上継続して入院したとき(1入院120日通算700日分限度)	入院給付金日額×(入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)

【死亡保険金】

お支払事由	お支払額
保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額

- ・家族特約にご加入されている場合、配偶者やこどもも、入院給付金・死亡保険金の給付が受けられます。
- ・当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

II 入院給付金について

◆入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となった入院であることを要します。
(注)分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。

◆入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にしして判断します。

◆入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。
(1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は被保険者についての加入日(*)以後の原因によるものとみなします。
(2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の

原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

(3)「病院または診療所」とは次のいずれかに該当したものとします。

- ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます)
- ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■入院給付金の支払いに関する補足

●2回以上入院された場合

入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

●1回の入院の原因が複数である場合

入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたとき、もしくは併発したとき
②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

●転入院または再入院された場合

転入院または再入院をした場合には、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

●入院中に保険期間が満了した場合

入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。

！ つぎのような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります)

- 契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 など

1. 入院給付金

- ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失
- ②その被保険者の犯罪行為
- ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- ⑦その被保険者の薬物依存
- ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

2. 死亡保険金

- ①その被保険者についての加入日(*)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

III 契約内容登録制度について

「あなたのご契約内容が登録されます」(医療保障保険契約内容登録制度)

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきますに利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に

用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社(明治安田生命保険相互会社)が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
 - (2)保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
 - (3)治療給付率
 - (4)入院給付金日額
 - (5)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
 - (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします)
 - (7)契約日
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険（災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付団体定期保険）
医療保障保険（家族特約付医療保障保険（団体型））

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入）ください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
団体定期保険	P6	P6	P4	P12
医療保障保険 （団体型）	P10	P10	P9	P17

3 配当金

団体定期保険、医療保障保険（団体型）は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返戻金

団体定期保険、医療保障保険（団体型）は、脱退（解約）による返戻金はありません。

団体定期保険、医療保障保険（団体型）は、脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

5 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、団体定期保険、医療保障保険（団体型）は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1 お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

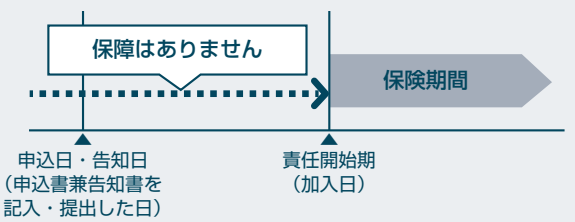
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3 責任開始期（加入日）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

新規加入の例

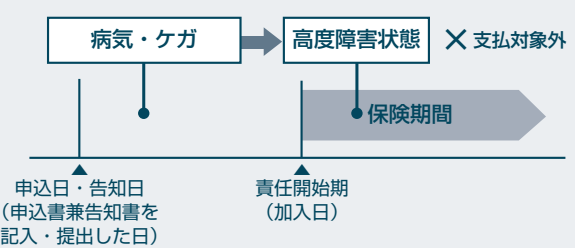


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期（加入日）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



■責任開始期（加入日）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

団体定期保険 **P12**、
医療保障保険（団体型） **P17**

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

6 ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口または
引受保険会社（事務幹事会社）
明治安田生命保険相互会社
公法人第一部法人営業第三部
ご照会窓口 03-6259-0032
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末年始は除く）9：00～17：00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

- ① 商品の仕組み
- 企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。
- ② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)
- 本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
医療保険	P8	P8	P7	P16

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

- ③ 満期返れい金・配当金
- この保険には、満期返れい金・配当金はありません。
- ④ 脱退による返れい金
- この保険には、脱退による返れい金はありません。

- ⑤ 引受損害保険会社
- 明治安田損害保険株式会社
- 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1
- 電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

- ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)
- この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。
- ② 告知義務・通知義務等
- (1) お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)
- 健康状態について
- お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、健康状態については十分ご注意ください。
- (2) お申込後にご注意いただきたいこと
- 被保険者による保険契約の解除請求について
- 医療保険では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。
- ③ 責任開始期
- 保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。
- ④ 保険金をお支払いできない主な場合
- 責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。
- 上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
- 医療保険 **P16**

- ⑤ 保険会社破綻時等の取扱い
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。
- ⑥ 事故が起こった場合等のご連絡先
- 保険金支払事由が生じた場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。
- ⑦ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
0120-255-400
[フリーダイヤル(無料)]

【受付時間】午前9時～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター
＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
そんぽADRセンター
0570-022808[ナビダイヤル(有料)]
※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)